

南山大学法務研究科および南山大学法学研究科との連携に伴う法学部早期卒業に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、南山大学早期卒業規程第4条に基づき、南山大学法学部（以下「法学部」という）と南山大学法務研究科および南山大学法学研究科（以下「本学研究科」という）との連携のため、法学部に3年間在学した者に卒業を認め、学位を授与すること（以下「早期卒業」という）に関し、必要な事項を定める。

(対 象)

第2条 この内規における早期卒業は、次の各号のいずれにも該当する者を対象とする。

- 1 司法特修コース登録者
- 2 本学研究科の入学試験に合格した者

(早期卒業要件)

第3条 早期卒業は、次の各号に定める要件のすべてを満たさなければならない。

- 1 早期卒業候補者として認定されている者
- 2 法学部に3年間在学した者。ただし、編入学、転入学、再入学、転部、転科および休学した者は除く。
- 3 法学部が定める履修方法に従い、132単位以上を修得した者
- 4 法学部在学期間3年間の評定平均が3.00以上の者

(評定平均の算出方法)

第4条 この内規において、評定平均は、次の方法で算出する。

評定平均＝

$$(A+\text{の単位数}) \times 4 + (A\text{の単位数}) \times 3 + (B\text{の単位数}) \times 2 + (C\text{の単位数}) \times 1$$

(A+, A, B, C, F, S, X) の単位数の合計

② 次の各号に定める科目は、評定平均算出の対象としない。

- 1 南山大学授業科目履修規程第19条第2項によりPまたはFをもって評価を表すこととされた科目
- 2 南山大学授業科目履修規程第7章の定めに従い本大学における授業科目の履修により修得したものとされた科目および本大学の定めるところに従い外国語能力試験によって単位を認定された科目
- 3 南山大学授業科目履修規程第19条第4項により履修を中止した科目
- 4 自由科目その他法学部の定めるところにより卒業要件に算入しない科目。なお、法学部の定めるところにより自由選択科目として卒業要件に算入しないものとされた共通教育科目は、評定平均算出の対象とする。

(早期卒業候補者の認定<2020年度入学生>)

第5条 早期卒業を希望する者（以下「早期卒業希望者」という）は、3年次第2クォーター授

業最終日を期限とし、法学部長に、その旨を申請しなければならない。

② 前項の申請を行った早期卒業希望者は、次の各号に定める要件のすべてを満たす場合、早期卒業候補者となる。

1 3年次第2クォーターまでに卒業に必要な単位数として102単位を修得し、かつ、この時点までの評定平均が2.80以上であること

2 本学研究科への進学の意味が明確であること

③ 第1項の申請を行おうとする早期卒業希望者は、早期卒業の願い出とともに、希望理由書と保証人の同意書を学部長に提出しなければならない。

④ 編入学、転入学、再入学、転部、転科および休学した者は、第1項の申請を認めない。
(早期卒業候補者申請の認否<2020年度入学生>)

第5条の2 早期卒業候補者の申請があった場合には、速やかに審査を行い、3年次秋の履修登録開始までに、その認否を通知するものとする。

② 認定の通知を受けた早期卒業希望者は、早期卒業候補者となる。

(早期卒業候補者認定の取消<2020年度入学生>)

第5条の3 早期卒業候補者が、第3条第3号の要件を満たすことができないことが明らかになった場合には、早期卒業候補者の認定を取り消す。

② 前項の取消は、速やかに早期卒業候補者に通知する。

(早期卒業候補者の辞退<2020年度入学生>)

第5条の4 早期卒業候補者が、それを辞退するときは、第4クォーターの授業最終日までに、辞退届を法学部長に提出しなければならない。

② 法学部長は、前項による辞退届について、法学部教授会の決議を経て、辞退を許可することができる。

(早期卒業候補者の申請<2021年度入学生>)

第6条 早期卒業を希望する者(以下「早期卒業希望者」という)は、2年次の2月末日までに、学部長宛に、その旨を申請しなければならない。

② 前項の申請を行おうとする早期卒業希望者は、早期卒業の願い出とともに、希望理由書と保証人の同意書を学部長に提出しなければならない。

③ 第1項の規定により申請があった場合、次の各号のいずれも満たす場合は、早期卒業候補者と認定する。

1 2年次第4クォーターまでに卒業に必要な単位数として84単位を修得し、かつ、この時点までの評定平均が2.80以上の者

2 本学研究科への進学の意味が明確であること

④ 編入学、転入学、再入学、転部、転科および休学した者は、第1項の申請を認めない。

(早期卒業候補者申請の認否<2021年度入学生>)

第6条の2 早期卒業候補者の申請があった場合には、速やかに審査を行い、3年次春の履修登録開始までに、その認否を通知するものとする。

② 認定の通知を受けた早期卒業希望者は、早期卒業候補者となる。

(早期卒業候補者認定の取消<2021年度入学生>)

第6条の3 早期卒業候補者が、3年次春の修得単位数により、第3条第3号の要件を満たすことができないことが明らかになった場合には、早期卒業候補者の認定を取り消す。

② 前項の取消は、3年次秋の履修登録開始までに早期卒業候補者に通知する。

(早期卒業候補者の辞退<2021年度入学生>)

第6条の4 早期卒業候補者が、それを辞退するときは、第4クォーターの授業最終日までに、辞退届を法学部長に提出しなければならない。

② 法学部長は、前項による辞退届について、法学部教授会の決議を経て、辞退を許可することができる。

(早期卒業候補者の申請<2022年度以降入学生>)

第7条 早期卒業を希望する者(以下「早期卒業希望者」という)は、2年次の2月末日までに、学部長宛に、その旨を申請しなければならない。

② 前項の申請を行おうとする早期卒業希望者は、早期卒業の願い出とともに、希望理由書と保証人の同意書を学部長に提出しなければならない。

③ 第1項の規定により申請があった場合、次の各号のいずれも満たす場合は、早期卒業候補者と認定する。

1 司法特修コース登録学生であること

2 2年次第4クォーターまでに卒業に必要な単位数として80単位(自由科目を除く)を修得している者

3 本学研究科への進学の意味が明確であること

4 編入学、転入学により入学した者、再入学した者、転部、転学科により法学部生となった者、休学をした者および懲戒処分を受けた者のいずれにも該当しないこと

(早期卒業候補者申請の認否<2022年度以降入学生>)

第7条の2 早期卒業候補者の申請があった場合には、速やかに審査を行い、3年次春の履修登録開始までに、その認否を通知するものとする。

② 認定の通知を受けた早期卒業希望者は、早期卒業候補者となる。

③ 早期卒業候補者は、3年次の履修登録単位の上限について、年間52単位、各学期30単位、各クォーター18単位とする。

(早期卒業候補者認定の取消<2022年度以降入学生>)

第7条の3 早期卒業候補者が、3年次春の修得単位数により、第3条3号の要件を満たすことができないことが明らかになった場合には、早期卒業候補者の認定を取り消す。

② 前項の取消は、3年次秋の履修登録開始までに早期卒業候補者に通知する。

③ 取消を受けた者は、3年次秋学期の登録単位は、年間44単位から3年次春学期の登録単位を減じた単位を上限とする。ただし、3年次秋学期の各クォーターは14単位を、学期は24単位を超えることはできない。

(早期卒業候補者の辞退<2022年度以降入学生>)

第7条の4 早期卒業候補者が、それを辞退するときは、第4クォーターの授業最終日までに、辞退届を法学部長に提出しなければならない。

② 法学部長は、前項による辞退届について、法学部教授会の決議を経て、辞退を許可することができる。

③ 前条第3項の規定は、辞退が許可された者について準用する。

(学習指導)

第8条 法学部は、早期卒業候補者の授業計画等にあたっては、適切な措置および学習指導を行

うこととする。

(卒業の時期)

第9条 早期卒業の時期は、3年次の3月とする。

附 則

この内規は、2019年4月1日から施行し、2019年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この内規の改正は、2022年4月1日から施行する。
- 2 第5条第3項、第5条の2、第5条の3、第5条の4については、2020年度入学生に適用し、2019年度入学生については、従前どおりとする。
- 3 第6条、第6条の2、第6条の3、第6条の4については、2021年度入学生に適用する。
- 4 第7条、第7条の2、第7条の3、第7条の4については、2022年度入学生から適用する。